

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-7 金井ビル4階
ワヨウ事務所内 ☎03(3574)7572～3 発行人 渡邉和洋



槍ヶ岳（長野県）

吉瀬君江会員撮影

●講演・年金相談の事例

●改正雇用保険と在職老齢年金の調整

年金相談の事例

第一部会・
第二部会合同研修会より



講師：小松 紀子氏

日時：平成15年8月6日（水）

場所：東京都社会保険労務士会館

小松氏：本日は老齢年金を中心に、国民年金、厚生年金、共済組合に加入した場合の年金請求について、事例研究をしていきたいと思います。

事例1

厚生年金と私学共済に加入している場合

Q

Aさんは昭和17年2月10日生まれ。厚生年金に359月加入後、私学共済に142月加入し、現在在職中で専業主婦の奥さんと暮らしている。60歳時の年金請求方法は？

A

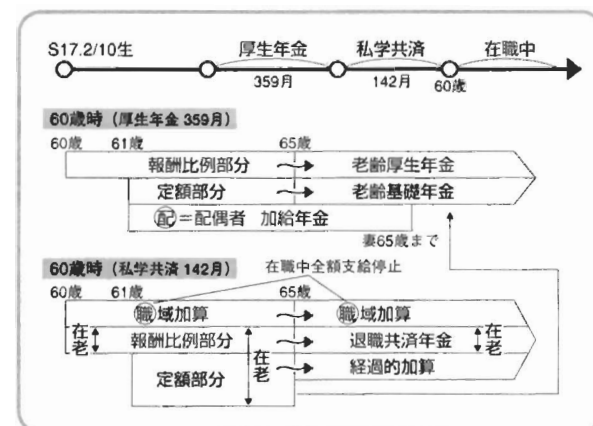
Aさんの場合は、厚生年金は全額支給となります。私学共済については、報酬比例および定額部分は、給与との調整により、一部または全部が支給停止になります。職域の部分は、在職中全額支給停止となります。65歳以降は退職共済年金が支給対象となります。

請求手続きは、60歳時の特別支給の老齢厚生年金の請求には、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書・基礎年金番号通知書(夫婦)・年金加入期間確認通知書(私学共済)・戸籍謄本・住民票・非課税証明書・雇用保険被保険者証を住所地の社会保険事務所に提出。

私学共済の請求には、退職共済年金決定請求書・基礎年金番号(夫婦)・年金加入期間確認通知書(社会保険庁)・戸籍謄本・雇用保険被保険者証。61歳時の加給年金手続きでは、国民年金・厚生年金保険・船員保険年金受給者現況届(生計維持申立書(はがき))を提出。65歳時は、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(はがき)、退

職共済年金(本来支給)決定請求書を提出。

65歳前に私学共済組合を退職した場合は、資格喪失届を出すすと退職共済年金の改定請求書が送付され、これを提出すると1ヵ月後に改定される。自動改定ではないことに注意。



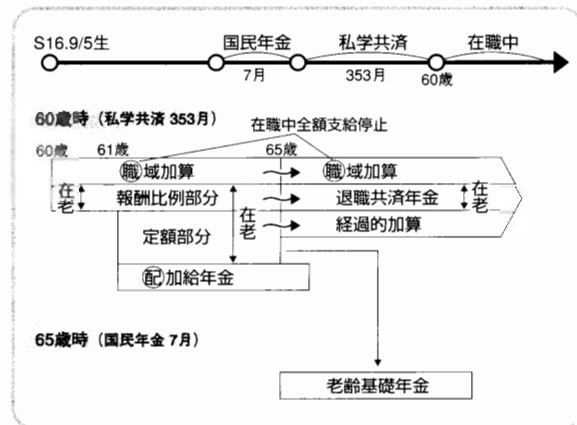
事例2

国民年金と私学共済に加入している場合

Q Cさんは昭和16年9月5生まれ。国民年金に7月加入後、私学共済に353月加入し、現在在職中。専業主婦の奥さんと暮らしている。60歳時の年金請求方法は？

A この場合は、2つ以上加入しているため、65歳より支給される老齢基礎年金は定額部分にプラス国民年金7ヵ月が足されて支給されます。私学共済の場合、61歳になって配偶者加給年金対象者届を提出します。

60歳時の特別支給の退職共済年金の請求は、退職共済年金決定請求書・基礎年金番号通知書(夫婦)・年金加入期間確認通知書(社会保険庁…国民年金7ヵ月分)・戸籍謄本。61歳時に加給年金の手続きとして加給年金・扶養加給の対象者届書・戸籍謄本・基礎年金番号通知書を提出。65歳時の年金手続きとしては、退職共済年金(本来支給)決定請求書を提出。ただし、老齢基礎年金については国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書を住所地の社会保険事務所へ、戸籍謄本・基礎年金番号通知書・年金加入期間確認通知書(私学共済)を提出。



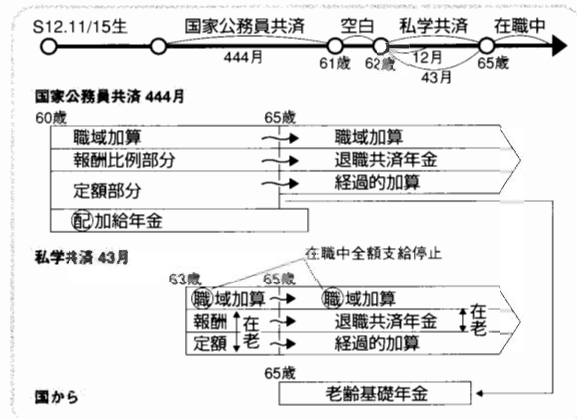
事例3

国家公務員共済組合と私学共済に加入している場合

Q Eさんは昭和12年11月15日生まれ。国家公務員共済組合444月加入後、62歳から私学共済に加入し、65歳時点で43月加入、現在在職中。専業主婦の奥さんと暮らしている。63歳時・65歳時の年金請求方法は？

A Eさんの年金は、老齢基礎年金、国共済からの退職共済年金、私学共済からの退職共済年金で3つとなります。ただし、私学共済の63歳から65歳までの特別支給の退職共済年金は在職中のため、全額支給停止になります。

私学共済へ63歳時点で、加入期間が1年となるため特別支給の退職共済年金の手続きをし、65歳で、国共済と私学共済にそれぞれ退職共済年金決定請求書を提出。国から支給される老齢基礎年金は住所地の社会保険事務所で手続きをとります。戸籍謄本その他は前の事例と同様、必要書類を提出します。



事例4

公立共済組合と私学共済に加入している場合

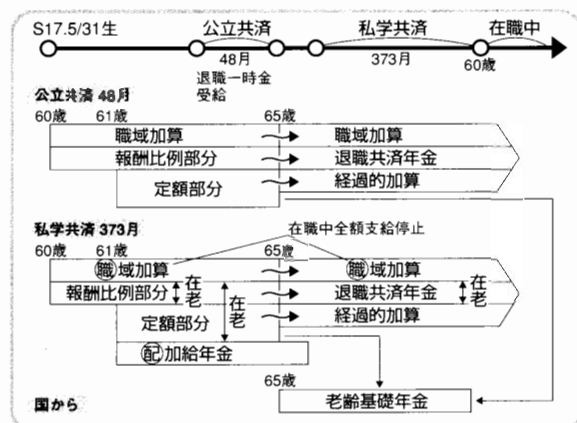
Q Gさんは昭和17年5月31日生まれ。公立共済組合48月(退職一時金受給)加入後、私学共済へ373月加入し、現在在職中。専業主婦の奥さんと暮らしている。60歳時の年金請求方法は？

A この場合は、退職一時金の返還が問題になります。返還金(一時金+利息分=約37万円)は60歳で年金受給権発生後はじめて返還できます。

Gさんの年金は、老齢基礎年金、公立共済からの退職共済年金、私学共済の退職共済年金で3つとなります。私学共済の65歳前の特別支給の退職共済年金は在職中のため支給停止となります。一時金の返還方法は一括返金と年金で返還する方法と2種類あります。

公立共済の年金は、ほかの被用者年金制度加入による調整があります。

公立共済の請求手続きは、公立学校共済組合以外の公務員加入期間の確認書、一時金額等の受給申立書のほかは、事例3と同様、戸籍謄本等、必要書類を提出します。



改正雇用保険と

在職老齢年金の調整

副支部長 恩田 和明

2003年4月に、社会保険の総報酬制が導入され、5月からは雇用保険法も改正されました。これに伴い「高年齢雇用継続給付」も変更されましたが、5月以降60歳になる方と4月以前に60歳を迎えた方では、大きな違いが生じます。ますます厳しくなる現状を考察してみました。

高年齢雇用継続基本給付金

定年前給与額 580,000円
再雇用後の給与額 ①346,000円（減少率40.3%）

Aさん 昭和18年4月2日生まれ

①雇用継続給付 39,635円（25%給付）

本人月収合計 385,635円

Bさん 昭和18年8月2日生まれ

①雇用継続給付 2,177円（15%給付）

本人月収合計 348,177円

AさんとBさんの差 -37,458円

再雇用後の給与額 ②300,000円（減少率48.2%）

Aさん 昭和18年4月2日生まれ

②雇用継続給付 75,000円（25%給付）

本人月収合計 375,000円

Bさん 昭和18年8月2日生まれ

②雇用継続給付 45,000円（15%給付）

本人月収合計 345,000円

AさんとBさんの差 -30,000円

再雇用後の給与額 ③260,000円（減少率55.2%）

Aさん 昭和18年4月2日生まれ

③雇用継続給付 65,000円（25%給付）

④在職老齢年金 18,000円（調整率10%）

本人月収合計 343,000円

Bさん 昭和18年8月2日生まれ

③雇用継続給付 39,000円（15%給付）

④在職老齢年金 4,400円（調整率6%）

本人月収合計 303,400円

AさんとBさんの差 -39,600円

ここまで給与を下げると、AさんとBさんの差額は、また拡大してしまいます。

4月から総報酬制が導入されましたが、年金の支給停止額が変更されるのは来年の4月以降ですので、今年度いっぱいはこの状態が続きます。

少子高齢化の中、定年を延長して継続雇用をする会社が増えてきました。事業主と従業員の双方が納得する組み合わせを、私達社会保険労務士がシミュレーションし、提示することが求められています。

既存のソフトでは、毎年変わる制度に対応するため、多額の費用がかかります。私は独自に計算式をエクセルに入れ、グラフにして提案しています。皆さんも、チャレンジしてみたいかがでしょうか。（計算式例は次頁下段、左側）

今年60歳に到達した人でも生年月日によって、支給合計にかなりの差が生じています。①のケースは、支給率だけでなく上限額も変更があったためかなりの差がでています。②まで下げると差は縮小してきます。

さて、在職老齢年金をこれに加えるとどうなるでしょうか。いずれも、定額部分の支給は62歳からですが、60歳で支給されるのは、報酬比例部分のみです。

報酬比例分の月額④を100,000円とすると、上記のケースでは、いずれも在職老齢年金は全額支給停止となります。もう少し下げて試算してみましょう。

東京労働局からのお知らせ

「思わぬ労災 予期せぬ失業 しっかりサポート労働保険」

10月は労働保険適用促進月間です

労働保険（労災・雇用）は原則1人でも従業員を雇っている事業について加入が義務付けられています。加入手続きがまだお済みでない事業主さんは所轄の労働基準監督署・公共職業安定所で手続きを行ってください。

また、事業主や一人親方等が労災保険に加入できる「特別加入」制度もありますので、ご検討ください。

詳しくは、東京労働局労働保険徴収部下記担当課までお問い合わせください。

労働保険全般については、

適用課：3818-8239

「特別加入」制度については、

事務組合課：3818-8249

ホームページも開設していますのでご利用ください。

<http://www.roudoukyoku.go.jp>

〈雇用継続給付の計算式例：Bさんの②〉

平成15年8月1日現在

	A	B	C	D	E
1	60歳到達時賃金	580,000	現行賃金	310,000	(注)
2	修正60歳到達時賃金額	IF(\$B\$1>467400,467400, IF(\$B\$1<64200,64200,\$B\$1))			
3	現行賃金額	D1			
4	みなし賃金算定の場合	\$E\$1 (注：欠勤控除があるとき)			
5	低下率	ROUND((B3+B4)/B2*100,3)			
6	支給率	ROUND((-183*B5+13725)/(280*B5)*100,2)			
7	仮支給額	ROUNDDOWN(B3*B6/100,0)			
8	賃金の15%額	B3*0.15			
9	61%未満の場合	IF(B3<B1*0.61,B8,B10)			
10	61%以上の場合	IF(-183/280*B3+137.25/280*B2>0, -183/280*B3+137.25/280*B2,0)			
11	最高限度額(348,177)	B3+B8			
12	限度調整額H15/8/1変更	IF(B11>348177,348177-B3,B8)			
13	上限支給額	IF(B12<B9,B12,B9)			
14	支給下減額(1696)	IF(IF(B13<1696,0,B9),IF(B12<0,0,B13))			
15	みなし賃金算定の場合	INT(IF(B4=0,B14,IF(B7<B8,IF(B7<0,0,B7),B14)))			

平成15年度

今年も算定相談コーナーを 開設しました

本年度も各社会保険事務所で相談コーナーを開設しました。

今年も盛況だったようで、算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々にご苦勞様でした。実施結果は、以下のようになっています。

- 期 間：平成15年7月1日～7月11日
- 地 区：麹町・神田・日本橋・京橋
- 延動員者数：74名
- 延 日 数：74日
- 指導・相談事業所数：1218件
- 担当会員名：

麹町社会 保険事務所

土屋 雅子
松島 寛
小室 豊
羽生 秀紀
鎌井恵美子
堀 雅美
中野 宏子
横山 玲子
福永洋一郎
戸室 康廣
加藤 恒男
国岡 喜久
伊藤 晃子
春原 繁
小高 東
浜口 力
味園 公一
朝比奈睦明
斎藤 誠

小谷富士子
橋本 敬司
大畑 雅弘

神田社会 保険事務所

大口 善朗
吉田 信義
細川 宏美
矢島カツエ
恩田 和明
今井 浩爾
寺尾 勝汎
遠藤 元基
牧野 武夫
加藤 孝
石原 健三
菊地 和子
仲野 三郎
柏木 弘文
増田 瑞恵
大野剛一郎

松田 研二
金綱 久夫

日本橋社会 保険事務所

石山 幸子
石上 均
伊藤 孝
丸井 昭
原田 利雄
上野 雄三
吉野 俊雄
原田 幸治
佐々木俊世
鈴木 義一
関口 武
永田 尚大
吉本伸太郎
横山 静夫
山崎 雅也
井出 洋子

京橋社会 保険事務所

寺田 晃
木曾美恵子
岡西日出夫
若林 恵一
赤松ハルミ
植松 健
府川 芳枝
高山加代子
藤波 要子
川崎 ふみ
富田 秀子
小野 菊枝
稲葉 正義
辻元 均
中村 孝男
府川 洋輔
吉瀬 君江
石川 英豊

社会保険事務所長より 感謝状が贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員の方々には、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麹町社会保険事務所 平成15年8月27日(水)
横山玲子 中野宏子

神田社会保険事務所 平成15年9月1日(月)
仲野三郎 金綱久夫 今井浩爾 細川宏美

日本橋社会保険事務所 平成15年9月29日(月)
鈴木義一 石山幸子 伊藤 孝

京橋社会保険事務所 平成15年8月26日(火)
赤松ハルミ 辻元 均 藤波要子

健康・体力・意欲が一番！ 高齢者の再就職を巡って—

高齢者雇用を巡っての調査結果がまとまった。平成15年3月末で（財）東京都高齢者事業振興財団と高齢者就業センター等が都内の2,832社と高年齢求職者（概ね55歳以上）1,153人を対象に行ったもの。

事業所側が採用の際に重視したのは健康・体力・意欲・経験・責任感・協調性等。新規採用者の年齢は59歳以下が29%、経験・体力等を考慮するので年齢に関係ないが23%、60から64歳が22%であった。

求職者側は66から70歳まで働きたいが38%、65歳までが34%、75歳までが16%であった。

高齢者を採用したメリットは、「意欲、責任感がある」。デメリットは「無かった」が最も多いが、「仕事への適応力に欠ける」、「体力が伴わない」等の指摘もあった。

採用にあたり、活用した助成金は特定求職者雇用開発助成金が最も多いが、一方、半数近くの事業所は助成金を全く活用していなかった。（牧）

（注）詳しくは、（財）東京都高齢者事業振興財団発行のリーフレット「会社はこう考えている」（高齢者雇用のミスマッチを探る）を参照のこと。

改正労働基準法の動き

改正労働基準法が平成15年7月4日に公布された。①労働者一人一人が主体的に多様な働き方を選択できる可能性の拡大 ②働き方に応じた適正な労働条件が確保され、紛争解決にも資すること……を目的としている。改正された内容は、1.有期労働契約 2.労働契約の終了 3.裁量労働制 の3つに分かれている。そのうち労働契約の終了について少し詳しく書くと、今までは労働基準法で第19条解雇制限と第20条に解雇予告に関する規定があるのみであった。改正後は①「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」（第18条の2）と法文上明確になった。②解雇理由の明示（第22条第2項）「解雇を予告された労働者は、解雇前においても、使用者に対し、当該解雇の理由について証明書を請求することができる。」ことになった。解雇予告をした使用者が、労働者の請求に基づいて、遅滞なく解雇理由にかかわる証明書を交付しなかった場合に罰則を課す効力を有する規定だ。使用者が解雇理由を明示しなかった場合や明示した解雇理由を後日変更したような場合に、当該解雇の合理性の判断を否定する有力な要素となるようだ。③労使当事者間において解雇理由やその範囲を事前に承知しておくため就業規則の必要記載事項に解雇の事由が含まれた。（第89条第3号）④労働条件通知書に「退職に関する事項」を記載することが省令により義務づけられているが、その中に「解雇の事由」も含まれることが記載される予定だ。

以上が概略だが、顧問先の就業規則の見直しが必要になるようだ。（勝）

SARSのその後

突然の高熱や呼吸困難を引き起こすSARS（重症急性呼吸器症候群）。アジアを中心に猛威を振るい、コロナウィルスが原因であること、潜伏期間は最大で約10日といったことは早くにわかったが、多くのことは現在も詳しく解明していないのが現状である。

平成15年5月中旬、日本でも「SARS上陸か？」という事態が起こった。SARSに感染した台湾人医師が来日し、発病後も5日間にわたって観光していたことがわかったため、このときのSARSパニックは人々の記憶に新しいところだろう。

WHO（世界保健機関）では、7月に台湾をSARSの伝播地域から削除したのを最後に、すべての国を伝播地域から外しており、もはやほぼ制圧の状態にあるとの姿勢を取っているが、「現在は沈静化しているが、冬には再び感染が拡大するのでは」という研究者もあり、注意が必要である。

政連だより

政治連盟 千代田・中央支部会長 小林 包美

東京都社会保険労務士政治連盟の今年度活動方針の大きな柱の一つに、「本政治連盟への入会を支部活動等を通じて積極的に勧奨し、組織の充実強化と財政基盤の確立を図る」ことがあげられています。この目標を達成するために財政確立推進本部が新たに設置され、第1回会議が7月30日に開催されました。

会議では、政治連盟の基本的な方向について論議され、会員勧誘方法等各委員からいろいろな意見が出されましたが、具体的な対策については今後さらに検討し方針が確定する予定です。

当支部は会員数および会員の移動も多く、政治連

盟への入会勧奨を行う場合にも難しい面が多々ありますが、東京会と連携して支部独自の方針を検討しながら実効をあげていきたいと考えています。

先日の支部例会において渡邊支部長より社会保険労務士国家試験監督者等への推薦に際しては、会費納入者（政治連盟会費含む）を優先して支部から推薦した旨説明がありましたが、今後は政治連盟への入会、会費納入を会員の義務として考え、社会保険労務士の地位向上や制度発展のため積極的に政治連盟に参加していただくことを願う次第です。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H15.5. 1	近藤 和彦	麹 町	開業
H15.5. 1	岡田 健一	麹 町	勤務
H15.5. 1	佐藤 洋一	麹 町	勤務
H15.5. 1	本間 信夫	神 田	勤務
H15.5. 1	西村 保	日本橋	勤務
H15.5. 1	武井 和弘	麹 町	勤務
H15.5. 1	瀧口 理恵	麹 町	勤務
H15.5. 1	吉田真奈美	京 橋	勤務
H15.5. 1	鈴木 麻美	京 橋	勤務
H15.5. 1	鈴木 武重	神 田	勤務
H15.5. 1	一丸 奈美	日本橋	勤務
H15.5. 1	嶋崎 昭男	日本橋	勤務
H15.5. 1	松山 義政	京 橋	勤務
H15.5. 1	峰岸友紀子	麹 町	勤務
H15.5. 1	松本 浩利	日本橋	勤務
H15.5.14	川田 知直	麹 町	開業
H15.5.14	関口麻佐子	神 田	勤務
H15.5.20	梅澤 和浩	神 田	開業
H15.5.21	藤井 清志	神 田	勤務
H15.5.29	高山 晶	日本橋	勤務
H15.5.29	中村智恵美	麹 町	勤務
H15.5.31	原田 真美	麹 町	勤務

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H15.5.31	安田 憲央	麹 町	勤務
H15.6. 1	池田 直子	神 田	開業
H15.6. 1	島田 俊男	日本橋	開業
H15.6. 1	森 克己	麹 町	勤務
H15.6. 1	谷澤 眞一	麹 町	勤務
H15.6. 1	榊 茂一	麹 町	勤務
H15.6. 1	朝野 聖子	神 田	勤務
H15.6.11	内田 晴康	麹 町	開業
H15.6.13	中西 真紀	麹 町	勤務
H15.6.25	山本 洋二	麹 町	勤務
H15.6.27	岡田 裕之	麹 町	勤務
H15.7. 1	片井 晶子	神 田	開業
H15.7. 1	近藤 太	神 田	開業
H15.7. 1	酒井登志枝	麹 町	開業
H15.7. 1	市野沢政道	麹 町	勤務
H15.7. 1	枇杷 浩史	麹 町	勤務
H15.7. 1	吉田 佳世	神 田	勤務
H15.7. 1	中村 敏男	麹 町	勤務
H15.7. 1	藤森 章江	神 田	勤務
H15.7. 1	水野 昌行	麹 町	勤務
H15.7.22	阿部 福二	麹 町	勤務
H15.7.23	亀田 一弘	麹 町	開業

10月1日より
メールアドレスの
登録開始

ホームページの広場に集合！

千代田・中央支部 IT委員会
委員長 石川 英豊

今年度の支部事業の中で、“組織の強化対策”として、支部のIT化が掲げられ、6月にIT委員会が設けられました。

IT委員会では、ホームページの利用・電子メールの使用を柱とした、支部活動のIT化をさまざまな視点から協議し、次のようにすることにしました。



- ①支部のホームページを作成する。
- ②ホームページは、支部からの一方通行ではなく、会員との双方向性を持たせる。
- ③ホームページからのリンク先は、官公署の他に、業務に便利なサイトも掲載する。
- ④会員の電子メールアドレスは、ホームページ上から自ら登録・変更・削除等が出来るようにする（自動登録・削除）。
- ⑤支部からの連絡事項は、電子メールで配信し、詳細はホームページに掲載する。
- ⑥研修旅行等の“参加申し込み”もホームページ上から行うようにする。

ホームページの制作は、これからのランニングコスト等を考慮して、外部に発注するのではなく、IT委員会が手作りで作成しました。

一部は「工事中」となっておりますが、会員が利用

できるホームページ、アクセスすれば何か情報が得られるホームページを目指して制作しましたので、是非アクセスしてください。ホームページのURL（アドレス）は、次のとおりです。

<http://www.sr-ccs.com> (<http://sr-ccs.com> でも可)

ところで、7月11日に「会員への連絡・情報伝達方法を電子メールに変更」という文書を会員の皆様に発送し、本年9月末日までに、パソコンで電子メールを受信出来るようお願いいたしました。いよいよ10月1日からホームページ上よりメールアドレスの登録を開始しました。

メールアドレスの登録は、ホームページのメニュー「メールアドレスの登録・解除」をクリックして、以

下表示されるページに従ってください（登録にはパスワードが必要です）。

IT委員会としても、この時期の支部IT化は必然と考えております。

支部では、会員のためのパソコン教室の開催も計画しておりますので、会員皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

あ - と - が - き

梅雨明けのないまま8月を迎えた日本列島、異常気候が続く気温低下により10年ぶりにコメ不作の予想が示されている。

一方、東北宮城県北部地震は予想外に強い震度と長時間に亘り、多くの被害が生じて不安をつのらせている。

……バブル後の不況が続く日本経済は、もっと不安である。株価低迷で失業、事業倒産など中小企業の仕事がない。社会保険労務士の事業畑も今や不作で収穫もない状況である。

国民年金は20歳以上の学生、自営業者に加入義務が課せられている。その方達の4割が、保険料未納で、当局では強制徴収

をして、昨年度未納者から未納者を1万人までに絞り込んだリストを作るという。

今年も期待と望みをかけて？ 例年同様第35回目の社会保険労務士試験が行われた。年々受験者が増加、資格試験の人気も高いとのことですが、合格したからといってすぐ様、永年営む先輩先生のような仕事に就くことは難しい。

……労務士が労務士として活躍出来る社会の復活の方が望ましい。

(T.K)